令和８年（フ）第１３１５号
千葉県船橋市二宮１丁目59番６号　ひだまりのいえ二宮
債務者　杉村　　望
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３１７号
千葉県八千代市勝田台北２丁目15番10号　スペーシャス壱番館205
債務者　住谷　亜紀
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３２９号
千葉県習志野市東習志野１丁目10番18―102号
債務者　前澤　実花
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３５４号
千葉県習志野市藤崎２丁目13番27―309号
債務者　武井　晋平
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３７０号
千葉市中央区南町３丁目14番16号　シティハウス蘇我207号
債務者　藤沼　幸子
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第２３４号
岐阜市領下４丁目35番地（ハイネス21　３Ａ）
債務者　勝野　美子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
　　岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２３５号
岐阜市小野１丁目129番地６、前住所岐阜県揖斐郡揖斐川町北方1672番地１
債務者　津嘉山朝希
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
　　岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３０４号
岐阜県関市平賀町８丁目113番地　クリスタルハイツ大平106
債務者　大木　紀寛
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
　　岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３８４７号
大阪市東淀川区小松３丁目19番８―501号
債務者　鈴木　　黎
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月６日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９５９号
大阪市北区西天満５丁目８番１―703号
債務者　山口　智史
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１８６号
大阪府東大阪市加納７丁目25番１―613号
債務者　岸本　瑠良
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３３号
島根県松江市山代町488番地２
債務者　東城　富成
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午後３時30分
　　松江地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和７年（フ）第１８２号
長崎県佐世保市三浦町２番１号　アルファ1005号
破産者　原　真由美
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
　　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第２５号
福岡県福岡市東区千早５丁目20番９号　ファイブビル402号、開始決定時の住所長崎県佐世保市八の久保町164番地３
破産者　白水みのり
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
　　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第４６号
長崎県佐世保市木風町７番５号　エールズ木風305、前住所長崎県佐世保市棚方町672番地７
破産者　鴨川　海来
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
　　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第５９号
長崎県西海市大島町1615番地32
破産者　川副　和子
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
　　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第６４号
長崎県佐世保市名切町340番地12　サンヴェール名切105号室
破産者　上村　大樹
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
　　長崎地方裁判所佐世保支部破産係